

批評・紹介

王健群著

好太王碑の研究

古畑 徹

好太王碑をめぐる、北朝鮮・韓国・日本で活発な論争が展開されたのは、一九七〇年代前半であった。その論争の中心は、所謂辛卯年條の解讀法と、李進熙氏の提起した舊日本軍部による碑文改竄説であったが、これらは單なる當否の問題ではなく、從來の日本に於ける好太王碑研究のあり方への問題提起でもあったため、論争の中でそれへの批判・反省が進められ、批判的検討なしに安易に碑文を史料として使用できないことが明らかとなつていった。だが、七〇年代後半になると、碑文を高句麗史研究に利用する武田幸男氏の注目すべき諸論文が登場するものの、論争は下火となり、全體として好太王碑研究は停滞氣味となる。その理由は、如何なる論争を繰り返しても改竄の假説は否定しきれず、原碑調査以外には結論が下せそうもないこと、そしてその假説が生きている限り、碑文を史料として使いにくいことにある。このような研究動向の中で原碑調査の必要性が痛感されるようになってきていたが、この間、碑石を保有する中國側からはこの問題について殆ど發言が現われなかつた。

ところが、一九八三年末に吉林省文物考古研究所長王健群氏が

『好太王碑的發現和捶拓』（『社會科學戰線』一九八三年第四期）を發表し、中國に於てもこの問題への研究が、原碑調査をも含んで、進められていることがわかるに及び、好太王碑研究は新たな局面を迎えることとなった。再び碑への關心が高まる中、翌年七月には仙臺市日中友好協會吉林省訪問團（寺田隆信團長以下十名）が、戦後日本人としては始めて碑を參觀することを許され、原碑を實見する道が開かれるようになった。そして同年後半には、先に新聞報道等によつて待望されていた王氏の著書が、中國語と日本語とで、相次いで出版された。本書評は、その話題の著書の日本語版、『好太王碑の研究』に對してのものである。

まずは本書の目次を示しておこう。

第一章 好太王碑の概要

一、好太王碑の建立

二、好太王碑の發見

三、好太王碑の現状

第二章 好太王碑の拓本

一、拓本の製作とその経緯

二、雙鉤本と拓本の誤りの原因

三、「石灰塗布作戦」について

第三章 好太王碑に関する研究

一、中國における好太王碑の研究

二、一九三〇年代以前の日本、フランスにおける好太王碑の調査と研究

三、權藤成卿の『南淵書』について

四、第二次世界大戦後における好太王碑の研究

第四章 好太王碑文の判讀

第五章 好太王碑文の考證と解釋

一、五年乙未條の考證と解釋

二、六年丙申條、八年戊戌條の考證と解釋

三、九年己亥條、十年庚子條の考證と解釋

四、十四年甲辰條、十七年丁未條の考證と解釋

五、廿年庚戌條の考證と解釋

六、墓守烟戸の問題

七、好太王碑の書體

第六章 好太王碑文の翻譯と注釋

本論の前にはカラー圖版として、一九八四年撮影の碑の寫眞等が附され、後には附録として、酒匂景信雙鉤加墨本・一九八一年採拓の周雲臺拓本及び高句麗王家系譜・好太王碑研究年表・好太王碑關係文獻索引が附されている。このうち、貴重な資料である碑面寫眞と周雲臺拓本は、わかり易いように各面上中下に分けて載せられている。なお中國版では、圖版の寫眞が異なり、附録には文獻索引がなく、かわりに國內諸家著述書影二十種・國內外諸家釋文十二種・各種拓本七種（酒匂本・周本を含む）が附されている。また第一章一・二、第二章一、及び第二章二・三の一部は、王氏が先に發表した論文と同一のものである。

目次を見てわかるように、本書の内容は好太王碑に關するあらゆる問題に亙っているが、その構成を大きく整理すれば、史料としての好太王碑自體の基本的問題——發見・拓本・改竄說等——から入り、特に改竄說を否定することによって碑文研究を行なうための基

礎を確立する。その上で碑文研究に移り、その前提作業として研究史を確認した後、碑文の判讀、さらにこれに基づく文章讀解・内容考證へと移っていく、という段階的な形となっている。この間、終始その根底には王氏等中國人研究者による現地調査が存在し、また實事求是の研究姿勢が貫ぬかれようとしている。王氏は、改竄をめぐる「論争はそろそろ打ち切るべきだ」（六二頁）と主張し、本書に於てそれに終止符を打ち、研究の方向性を碑文の文字や内容へ向けさせようとの狙いを有しているが、かかる狙いを有する研究が採るべき基本的條件を、本書の構成や研究のあり方は十分に満たしている。しかし、その論述内容がその狙いに見合うだけのものになっているか否かは、また別の問題である。以下、章を逐って本書の内容を紹介し、若干の検討を加えてみたい。なお本書の内容は多岐に亙り、評者の力量では全てを整理しきれなかったため、かなり多くの重要な點に觸れ得ていないことを豫めお断りしておく。

第一章は好太王碑に關する基本事項の確認・證明である。その中で問題なのは、碑の發見を、李進熙氏の光緒六年說を否定して、光緒元年もしくは二年、懷仁縣設治委員章樾の部下關月山による、と結論附けた點である。その根據は、李說の根據たる葉昌熾『語石』中の記述を、孤證の上に傳聞史料で、元年の誤記の可能性有りとして斥けたこと、そして他史料がほぼ一致し、特に談國桓の記述は信用し得るとしたことにある。しかし李氏は史料批判をした上で『語石』に従ったのであり、その十分な検討を行なわないこの論法で否定することは正當な方法ではない。また章樾が碑の存在する懷仁縣の設治委員となつたのが光緒三年であることも、李氏によって證明

されてはいるが、その證明では三年以前に章樾が懷仁縣にいないとは断定し得ない。これが王氏のような見解を未だに生じさせる一つの原因になっていると思うが、『宮中檔光緒朝奏摺』中に章樾の履歷に關する二・三の史料があり、三年以前には別任にあったことを確認することができる。その他、初葉を初年と解していたり、諸家の年代把握に矛盾をきたしていたり、また談國桓の「手札」と「跋語」との食い違いを無視していたりなど問題が多く、王氏の見解を首肯することはできない。

第二章では、拓工の問題を出発點として、主に碑文改竄説が扱われている。まず拓工の問題では、李大龍「李雲從説等の注意すべき見解が示されているが、とりわけ現地の聞き取り調査から、碑石の近くで長年採拓を行なった初天富・均德父子の存在や經歷、その採拓方法等を明らかにし、また均德の残した抄本を發見したことは重要である。そしてそれをもとに拓工初父子による石灰塗布を主張し、いくつかの根據を列舉して改竄説を否定する。その中にはあまり妥當でないものもあるが、原碑調査に基づいて所謂辛卯年條が酒匂本の通り原碑に彫られているという指摘は重要である。先に發表した論文には調査報告がなく、十分に讀者を納得させ得なかったが、本書では石灰の痕跡についての調査結果が増補され、この指摘が裏付けられている。この指摘が正しければ、李氏の主張する酒匂景信による碑文すり替え論は否定され、それを隠蔽するための第二次・第三次の參謀本部による石灰塗布作戦も、その理由面が崩れてしまう。王氏の報告に虚偽がない限り、原碑調査の結果は舊日本軍部による改竄を否定している。一方初父子による碑面加工説であるが、證言によるために絶對的な證據能力には乏しい。しかし、初

天富は本來は拓工ではなく學問もあまりなかったという事實や、抄本の存在は動かし難く、これらは拓工の見本に基づく碑文の再現やその時の見落し・誤りの可能性を著しく高めている。従來からの拓工加工説を考え合わせると、極めて有力な説に思える。改竄説は、既に實證面・論理面での問題點が數々指摘されていたが、本書の提供する情報によって調査面でも否定され、學説としては成立しないとの結論を下せるだけの材料は一應出揃ったとみてよからう。ただ、本章で展開された否定論には粗さが目立ち、十分に論破しきれないのが惜しまれる。

第三章は研究史整理で、李氏批判を中心とする碑自體の諸問題の追究から碑文研究への轉換點に當る。個々の研究に對して若干のコメントは附されているが、全般的に論旨紹介的傾向が強く、あまり特筆すべき點はない。解放後の中國での研究が初めて紹介されているが、これとて簡単に觸れられているに過ぎない。

第四章では、碑文の文字を如何に判讀したかを、問題となる文字個々について説明し、最後に釋文を載せる。その釋文では、從來讀めなかつた箇所が相當數判讀されており、また從來の釋文の訂正箇所も多い。王氏釋文がこのようになったのは、拓本のみにならず、碑面の直接調査によつて結論を下したこと、かつて碑面に塗布されていた石灰が殆ど剥落したことによる。評者は先述の訪問團に加わり碑石を實見したが、碑面にはかなりの礫の脱落箇所があった。これは碑面では區別できても、拓本では字畫と混同され易い。ここに拓本による釋文の限界性と王氏釋文の有力性が存在する。しかし本書に掲載された周雲靈拓本に於て別字に見えたり、説明と拓本とに相異がある場合には、やはり疑問が残る。例えば、第二面第五行第

「二字を、王氏は「主」に判讀する。確かに文體的にも「主」が好ましいのであるが、周本には點の痕跡がなく、また評者等の見學でも「王」に見えた。また第一面第三行第四一字を、王氏は「黃」と判讀し、碑面・拓本にはつきりしていると説明するが、周本では不鮮明であり、評者等の見學でも不明確で、寧ろ「尸」と見える部分があるので別字のように感じられた。拓本や短時間の見學を以って、長時間に亘って様々な角度から検討を加えた王氏の判讀を訂正することは難しいが、安易に王氏釋文に乗って研究することは避けねばなるまい。ただ、碑面調査の方法や周本の採拓方法が明確になれば、疑問の多くは氷解するかもしれない。判讀以前にこの點への詳述が欲しかったという感を強くする。なお、本書發表後、第二面第七行第三八字を「矜」から「稱」に訂正した旨が、『東方』五〇（一九八五年五月）に掲載されている。

また本章中には、碑文の總字數に關わる重要な報告が存在する。かつて水谷悌二郎氏が、第二面第九行・第十行、第四面第一行の上部に空格があるとの見解を示したことがあったが、多くの研究者は一行四一字の原則が碑文全體に貫かれていたと見做していた（ただし第二面第六行のみ三九字）。王氏は第二面第九行第七字目、第十行第十六字目、第四面第一行第四字目に天格が彫られていることを發見し、第二面第九行第八字目、第十行第十七字目、第四面第一行第五字目から文字が彫られていることを確定した。またかつて末松保和氏が疑問を提起した第一面と第二面との間の一行については、特に記述はないが、認められなかったらしく、結局總字數は千七百七十五字となった。これは本書の最も大きな成果の一つである。

第四章での釋文を基礎に、第五章では第一面第七行以下の解讀法やその文面から讀み取れる好太王代の史實についての検討が行なわれ、さらにこれをもとに、第六章では全文に對して現代譯と注釋が施されている。その注目點・問題點を指摘する前に、論争の焦點の一つであった所謂辛卯年條にまずは觸れておきたい。王氏はこれを、六年丙申條の百濟討伐の理由を記す一種の前置文として理解する。そして「以辛卯年來」は辛卯年より以來の意、「渡海破」「以爲臣民」の主語は倭と解し、主語が高句麗に轉換するという説を否定する。ただしこのように讀んでも、この部分は出兵の口實で誇張があり、倭も北九州の海賊集團に過ぎないから、任那日本府の存在を證明することにはならないとする。これらの見解は特に新しいものではなく、所謂辛卯年條の性格や主語問題については、濱田耕策・武田幸男兩氏によってより緻密な論理で、辛卯年以來說については西嶋定生氏によって、既に類同の見解が示されている。評者としては、これらについて基本的には贊同できるが、倭の理解には疑問がある。碑文を讀む限り、その實體は不明だが、倭が百濟・新羅と同一レベルの政治勢力として扱われていることは確かである。「倭寇」（第三面第四行）という用語に引ばられて後世の倭寇をイメージしたことがかかる見解を生んだのではあるまいか。ただ、倭の問題はこれによってクローズアップされた観があり、今後論議を呼ぶこととなろう。

同じように今後新たに論議を呼ぶという點で注目されるのは、十年庚子條の「安羅人戍兵」の解釋である。これは從來「安羅人の戍兵」と讀まれ、殆ど疑問のなかった箇所であるが、王氏は高句麗軍を主語、「安」を動詞、「羅人」を目的語、「戍兵」を述語として、

「高句麗の軍隊が、城を奪取した後」新羅人に守備させた」と解した。もし王氏釋文が正しければ、少くとも第三面第二行の「安羅人成兵」の「安」は文脈から見て動詞であるべきで、王氏見解はかなり有力なものと思われる。ただ、このような文章構造として理解するのならば、「(城中の)羅人を安んじて兵(高句麗兵か新羅兵かは不明)を駐屯した」と解する方が妥當ではあるまいか。かく解する時、「羅人」が問題となるが、新羅人とはいきれない。王氏は、高句麗・百濟が新羅人を「羅人」と呼んでいたことを『三國史記』や『三國遺事』によって證明するが、それらが高句麗・百濟の史料を生そのまま使っていることを立證しない限り、この證明は成立しない。碑文の他の部分では「新羅」が略稱されていない點もこの見解に疑問を投げかけるが、それも「新羅人」とあるわけではないので、王氏の見解を否定する決め手とはならない。また推測に過ぎないが、「羅人」を當時の高句麗人に於ける新羅・加羅方面人を指す總稱と見ることも評者には可能な氣がする。ともかくもこの問題は慎重に検討されることが望まれる。八年戊戌條を六年丙申條の百濟討伐の延長と見、「自此以來、朝貢論事」の主體は百濟であるという見解も注意される。これは文體論的に見て成立する可能性はあるが、直後の九年己亥條で百濟は高句麗陣營から離反しており、この碑文中の事實經過と「自此以來」という表現との間に問題が生じるように思われる。また碑文を高句麗史の史料と理解し、守墓人烟戸條を重視して内容分析・問題提起を試みことも評價できる。王氏は守墓烟戸を奴隸とみなして本條を理解するが、これは武田幸男氏の守墓役體制としての理解との間に差異を生じており、今後新たに論議を呼ぶことが期待される。この他、語句解釋の中にもかなり注

意を要する見解が見られるが、概して根據が十分に示されていないのが惜しまれる。

かくの如き注目點がある一方で、明らかに誤った見解や不正確な考證がかなり目につく。こうなつた原因は、文獻史料の取扱ひ方にある。つまり、時代の異なる史料を十分な手續無しに安易に考證に使用したり、重要な史料を見落したりしているのである。前者の代表例としては、第一面第一行「出自北夫餘天帝之子」の注釋が挙げられる。ここでは『三國史記』より鄭牟王(東明王)傳説が引用され、從來の「北夫餘」で句を切る讀み方が改められている。しかし傳説というものは、後世に至るに従つて内容が附加・整理されてくるもので、ここでは當然七百年後の史料たる『三國史記』を引用すべきではなく、好太王碑と時代の近い史料によつて検討が加えられねばならない。王氏の訂正の根據である『三國史記』に載せられた天帝の子解慕漱と河伯の娘柳花との婚姻譚は初期の東明王傳説にはないものであり、一方同時代史料たる牟頭婁墓誌(王氏は勞幹氏の冉牟墓誌説を採る)には「河泊之孫日月之子圖牟聖王元出北夫餘」とあるので、從來の讀み方がこそ正しい。この他、先掲の「羅人」の考證や、「烟戸」の注釋に『清會典』を用いる點、「永樂五年」の「永樂」が高句麗の年號ではない證據として、好太王即位より六十六數年前のものである晉「太寧四年」銘の高句麗瓦當を擧げる點も顯著な例である。先に觸れた倭寇イメーシの問題も、このような王氏の史料に對する姿勢と無關係ではあるまい。一方、後者の代表例としては、好太王代の高句麗領域の考證が挙げられる。ここでは、碑文に遼東進出の記載がないこと、それを記す『三國史記』や『梁書』が信用し難いことを主な理由に、好太王代の高句麗領は渾江以

東で、遼東へは勢力が及んでいなかったとする。しかし當時の基本史料たる『晉書』や『資治通鑑』には、明確に好太王が遼東へ進出してたことが記されており、王氏が後世の濫入として斥けた一七〇頁引用の『三國史記』の記事も『資治通鑑』を史料とする記事である。王氏の見解はこれらの史料を見落したために生じたものに過ぎない。このような杜撰ともいえる史料の取扱いは、第一章・第二章・第三章にも見られ、第五章・第六章の考證・注釋に於てのみならず、本書全體の大きなウィークポイントとなっている。

さて、本書の凡その内容を見てきたが、ここで先に提示しておいた王氏の狙いと本書の内容との問題に立ち返ってみたい。本書の改竄否定説は原碑調査に基づく點でかなりの説得力を有してはいるが、論理に粗さがあり、また改竄説が一種の假説であるために、それを信じる者を納得させるのは難しいように思われる。それゆえに、論争の終止符は本書を以てしては打たれないであろう。しかし本書によって、石灰のほぼ剝落した、改竄の有無に關係ない、現在の碑面に關する最新資料が提供されており、論争の結着を待つまでもなく、碑文自體の研究は再開されて然るべきである。本書の登場は、今まで好太王碑の主要問題であり、碑文研究をストップさせていた碑文改竄問題を、副次的な位置へと轉換させたという點で、重要な意義を有する。論争に終止符を打てなくとも、王氏の狙いは果たされたといつてよからう。

とはいえ、その狙いに沿った王氏自身の碑文研究の方は讀者を満足させられるものとはいえない。その中心である考證・注釋の部分は、先掲のように誤りや不正確が目立ち、優れた研究であるとは

いい得ない。ただ、いくつかの見解は今後論議を呼ぶものと思われ、新たな研究課題を提起したという點で評價されねばならない。また、王氏釋文は高い評價は與えられるものの、現状では確定したものとは爲し得ず、周雲臺拓本や寫眞、それに從來の最良拓本たる水谷拓本等を参照しつつ、限定附きで利用せねばならない。碑文の確定のためには、調査方法をも含む、より生で詳細な調査報告が發表されること、新たに別の研究者等による再調査が行なわれることが必要である。

ただしこの再調査にはいくらか問題がある。かねてより李進熙氏が提唱し、本年一月のシンポジウム「四・五世紀の東アジアと日本——好太王碑を中心に——」でも話題となった如く、當然關係する四か國、つまり中國・北朝鮮・韓國・日本による共同調査が最も好ましいのであるが、これは碑が中國國境に存在する以上、現在の朝鮮半島情勢に決定的な變化がない限り、殆ど實現不可能であろう。それどころか、長期に亙るであろう共同調査ということになると、中國・吉林省と北朝鮮との關係が問題となるために、中日間でさえも難しいのではあるまいか。中國が北朝鮮との關係に相當神經を使っている様は、本書の中にも歴史と見える。本書では北朝鮮の研究・見解に對して一切名指しの批判を避けているのである。第三章の研究史に於ては、個々の研究紹介の後に必ずコメントが附されているのだが、北朝鮮の朴時亨・金錫亨兩氏の見解の後にはそれが全くない。また兩氏は所謂辛卯年條に對し、韓國の鄭寅普氏に類似した主語轉換の讀解を行なっているが、本書は鄭氏を名指しで厳しく批判する一方で、朴・金兩氏の名前は全く出さない。王氏は實事求是こそが研究に於て必要とした上で、鄭説に對し、「ショービニズ

ムに左右されてはならない」(一七四頁)とか、「根據もなく自分の先祖が他民族を支配したことがあると主張し、彼らを『侵略の英雄』に仕立てあげても、なんの意義もない」(一七四頁)という手厳しい批判を加えており、これが朴・金兩氏、ひいては北朝鮮の歴史研究のあり方に及ぶのを避けるために、このような片手落ちともいえる書き方になったものと思われる。この他、朴氏の諸見解に對してかなり異論を唱えているが、そこでも一切名指しは避けている。我々は現實の微妙な中朝關係が好太王碑の問題と少なからず關わっていることを忘れてはならない。碑を實現することが可能となり、日毎に集安へも行き易くなりつつある昨今ではあるが、共同調査の實現をあまり安易に考えてはならないであらう。

最後に日本語版獨自の問題、つまり翻譯の問題について觸れ、この拙い書評の締め括りとしてたい。本書は吉林人民出版社が人民中國雜誌社に依頼して翻譯してもらったと聞いているが、地の文は平易で的確に譯出されている。しかし譯者の林國本・繆光禎兩氏は考古學・歴史學の専門家ではないため、専門用語の譯出には難があり、誤譯、不必要な譯出、不的確な譯出等がしばしば見られる。その中でも第四章に頻見する「溯源」(かけたあと)を「刻痕」と譯出している點は、重大な誤譯の例として挙げられる。また所々に未譯出部分があるが、内容面では殆ど問題はない。ただし論理を丁寧に追究しようとする時には注意を要する。一方、引用史料にも日本語譯が施され、本書を読み易いものとしている。しかしこれには極めて誤譯が多く、全く誤譯のない引用の方が、ある引用よりも少ないような印象すら與える。最も初歩的なものを一例挙げると、『三國史記』新羅本紀・聖德王二十一年條「築毛伐郡城」が二〇一頁に引用

され、「築毛が郡城を攻めて」と譯されているが、「毛伐郡城」は慶州の南にある著名な城である。同様の例は『三國史記』からの引用だけでも、一七〇頁廣開土王十四年條、二〇七頁大武神王五年條、二二〇頁高句麗建國說話末尾、二二六頁孝成王三年條が挙げられ、他の史料の例や嚴密な譯の問題を取り上げ始めると枚舉に暇がなくなってしまう。かかる状態ならば、原文をそのまま掲載した方がまだよかつたのではあるまいか。先掲の例などは少しでも調べれば誤るはずのないもので、恐らく著者と翻譯者との間で、十分な連絡が取られていなかったのであらう。本書はその提供した最新資料を中心に、今後多くの研究者に利用されるであらうが、その折にはでき得る限り中國語版と對照されんことを望む次第である。評者の淺學による本書への誤解等が多々あると思うが、御叱正を得られれば幸甚である。

楊一凡著

明初重典考

佐藤 學

一九八四年十二月 京都 雄渾社
B5版 二八一頁 七〇〇圓

明の太祖朱元璋は、元末の群雄割據の中から擡頭し中國を統一した。解放後の新中國では、當初その背景をなす元末の農民戰爭を民